

当座勘定規定の改正について

各位

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「ことら送金」の取扱いを開始し、平日夜間や土日祝日等においても、個人のお客さまの当座預金を含む預金口座への入金（着金）が可能となります。

これに伴い、当金庫の当座勘定規定（手形用法・小切手用法含む）について下記のとおり改正いたしますのでお知らせいたします。

なお、改正日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改正日

2023年8月23日（水）

2. 改正する規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 主な改正内容

手形・小切手の決済資金への充当時限の規定を新たに設けさせていただきました。

※改正の詳細および改正後の規定は以下をご覧ください。

以上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

（下線部改正）

改正後	現行
<p>第1条～第8条（省略） 第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。 <u>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u> 第10条～第32条（省略）</p>	<p>第1条～第8条（省略） 第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（追加）</u> （2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。 第10条～第32条（省略）</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

（下線部改正）

改正後	現行
<p>第1条～第9条（省略） 第10条（支払の範囲） （1）呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（2）呈示された手形は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。 <u>（3）手形の金額の一部支払はしません。</u> 第11条～第29条（省略）</p>	<p>第1条～第9条（省略） 第10条（支払の範囲） （1）呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（追加）</u> （2）手形の金額の一部支払はしません。 第11条～第29条（省略）</p>

[当座勘定規定（一般用）](#)

[当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)